



パワハラ予防研修 ～お試し体験版～

令和4年4月1日よいよ中小企業にもパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行されます。同法では、パワハラの定義を明確にするとともに、代表的な言動の類型を例示しています。

さらに事業主の責務として、パワハラ問題に対する労働者の関心と理解を深めることや、言動に必要な注意を払うよう研修を実施すること、事業主自身(法人の場合はその役員)がハラスメント問題に関する関心と理解を深めることなどが法律上明確化されました。

働き方改革が進む中、明らかに国は本腰を入れてパワハラ問題に取り組む姿勢を見せています。こうした状況を踏まえ、弊所では今夏より「パワハラ予防研修」を顧問先企業の管理職・リーダーを対象とした研修の一環として行ってきました。

このたび、法律施行を目前に控え1社でも多くの経営者や人事総務ご担当者に、パワハラ予防の重要性をご理解いただくため、内容を凝縮した「お試し体験版」を企画した次第です。

もちろん「お試し版」とはいえ内容的には自信を持っています。というのは、一般的に行われている「パワハラ研修」と違い、パワハラの予防に焦点を当てており、人がパワハラをしてしまうメカニズムの理解から始まり、そのメカニズムに陥らない自分自身を創りあげ、頭と心の両面からアプローチし、腹落ちすることをご体感いただける内容だからです。

また、研修はデライトコンサルティング社が開発した「パワハラ予防カード」を活用したワーク中心の構成になっていますので、どなたでも気楽に参加することができます。

この言動はパワハラに該当するかしらないか、といった線引きよりももっと大切なことがあることを体験し、自社の研修の一コマとしてご検討いただく材料になさってください。

パワハラ予防士 玉崎 健一郎



<研修内容>

- ・パワハラ自己チェック
- ・パワハラ6類型
- ・パワハラ6定義
- ・パワハラグレーゾーン
- ・イライラと怒りのメカニズム
- ・自己理解のためのエニアグラム
- ・エニアグラム診断
- ・他者との違いを知る
- ・コミュニケーションスキルをチェックする
- ・職場の行動指針の作り方

(進行状況により内容は変更することがあります)

日時 : 令和3年11月19日(金) 14:00~16:30

場所 : たまさき社労士事務所 ミーティングスペース

住所 : 広島市中区寺町5-27 パークヒルズ城南2F

費用 : 顧問先様無料(顧問先様以外:1,000円税込み)

※「密」を避けるため、定員8名様といたします。(最小催行人数4名)

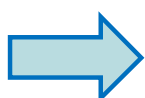
お申込者多数の場合は、追加開催も検討いたします。

大変恐縮ですが
1社につき1名様限定とさせていただきます

御社名

お名前

メールアドレス



このまま 082-275-4780 へFAXしてください!